



個人情報保護法改正について 2022年4月施行

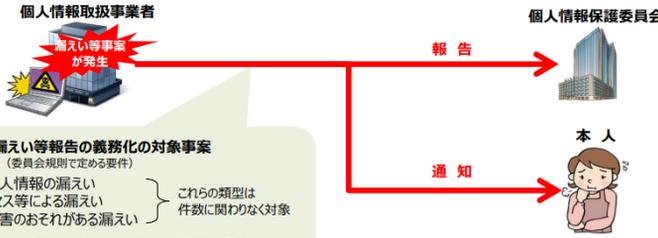
(2021年11月12日)

2. 事業者の守るべき責務の在り方 (1)

① 漏えい等報告の義務化 改正

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれが大きい場合に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化する。**

【背景】 漏えい等報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者も一部に存在しており、仮に、事業者側が公表もしない場合、委員会が事案を把握できないまま、適切な対応が行えないおそれがある。



個人情報保護法改正により
漏えい時等の報告が義務化
サイバー攻撃など不正アクセス等による個人データ漏えいも、件数を問わず被害件数を問わず個人情報保護委員会への報告と、本人通知が義務化

企業側が怠った場合には、罰則の対象になるケースも！（法定刑も引上げられています）



- 漏えい等報告の義務化の対象事案**
(委員会規則で定める要件)
- 要配慮個人情報の漏えい
 - 不正アクセス等による漏えい
 - 財産的被害のおそれがある漏えい
- これらの類型は件数に関わりなく対象
- 一定数以上の（1,000件を超える）大規模な漏えい

(参考) 現行の告示に基づく漏えい等事案に関する報告の受付状況（令和元年度）

個人情報保護委員会	事業所管大臣	認定個人情報保護団体	計
1,066件	1,519件	1,935件	4,520件

3. 漏えい等報告・本人通知
漏えい等報告等の義務化

？ 漏えい等報告はどのような事案で行う必要がありますか？

類型	報告を要する事例
要配慮個人情報の漏えい等	従業員の健康診断等の結果を含む個人データが漏えいした場合
財産的被害のおそれがある漏えい等	送金や決済機能のあるウェブサービスのログインIDとパスワードの組み合わせを含む個人データが漏えいした場合
不正の目的によるおそれがある漏えい等	不正アクセスにより個人データが漏えいした場合
1,000件を超える漏えい等	システムの設定ミス等によりインターネット上で個人データの閲覧が可能な状態となり、当該個人データに係る本人の数が1,000人を超える場合

？ 漏えい等報告について、報告の期限はどのようになっていますか？

速報と確報の二段階で行う必要があります。

	時間的制限	報告内容
速報	報告対象の事態を知って「速やかに」（個別の事案によるもの、当該事態を知った時点から概ね3～5日以内）	報告をしようとする時点において把握している内容
確報	報告対象の事態を知ってから30日以内（不正の目的によるおそれがある漏えい等の場合は60日以内）	全ての報告事項（合理的努力を尽くしても、全ての事項を報告できない場合は、判明次第、報告を追完）

対策

ネットと繋がっている = 犯罪者とも繋がっていることを忘れず対策を怠らない

- ・ソフトウェアアップデート 脆弱性対策
- ・初期パスワードの見直し
- ・ウイルス対策ソフト導入、更新確認
- ・ネットワーク全体のセキュリティ対策
- ・フィッシングメールに引っかからない

[迷惑メール相談センター | デ協 \(dekyo.or.jp\)](https://www.dekyo.or.jp/)

- ・在宅勤務やテレワークへの対策
- ・上司もしくは社長への報告体制の確認
- ・データのバックアップ

外部からのサイバー攻撃の対策に限らず、内部の情報管理の見直しも忘れずに！
USBメモリの管理、持ち出すデータの確認や取扱、ログを取るなどの確認を！！

出典 総務省 令和2年改正個人情報保護法 ガイドライン（案）について
個人情報保護委員会 令和3年6月4日 資料1 抜粋 15,16
https://www.soumu.go.jp/main_content/000753738.pdf

情報源

個人情報保護委員会 <https://www.ppc.go.jp/>